Ⅰ　令和２年度の学校経営の方針

日本国憲法　教育基本法　学校教育法

北海道教育の基本理念	
自立	自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む
共生	ふるさとへの誇りと愛着を持ち、これからの社会に貢献し、共に支え合う人を育む

学習指導要領
- 社会に開かれた教育課程
- 主体的、対話的な深い学び
- カリキュラムマネジメントの確立
- 学校(学部)間、教科間の接続　等

法令・法規等
障がい者差別解消法
合理的配慮
*障害者権利条約批准　等

渡島教育の理念　：　凜とした空気漂う学校づくり

めざす人間像
- 夢や希望を持ち、進んで学ぶ人
- 人とのかかわりを大切にする人
- 体やいのちを大事にする人

学校教育目標
自らの可能性を生かし、心豊かに生きる人を育てる

基本姿勢
神経筋疾患や重症心身障がいなどの病弱な子どもへ質の高い教育を推進する学校

目指す学校像
- 児童生徒個々の可能性を十分伸ばし、卒業後及び在学中の社会参加に必要な力を確実に育む教育を進める学校
- 地域や社会等との連携を元に確かな実践を進め、児童生徒や保護者、地域等に信頼される学校
- 教職員が互いの能力・特性を生かし合い、創造性と協働性のある教育活動を進める学校

心に育む5つの「志」(H30・R元年度校内研究により策定)
①すきをみつける②なんでもたのしめる③みんなとつながる④じぶんをしんじる⑤からだをおもいやる

教育方針
1　卒業後及び在学中の社会生活及び多様な社会参加を見すえて、学部及び教科等の連携を通じ、必要な力を育む。
2　自己理解(病気理解)、自己決定、自治意識、自他を尊重する意識を育み、心身の健全な育成を図る。
3　社会参加の視点をもち、表現力の向上、余暇への関心やコミュニケーション能力の向上を図る。
4　病院や地域、保護者と連携して、自主性や社会性、創造性や協働性を育てるための連携づくりにアプローチする。

経営方針1
学校における課題や困難、教育活動に協力して取り組む同僚性を築き、協働する組織を形成する。

経営方針2
特別支援及び病弱教育の専門性を高め、社会参加をキーワードとした実態やニーズに合わせた授業設計、授業実践をする。併せて、北海道の病弱教育の発展のため、重要な役割を自ら課し、主体的に取り組む。

経営方針3
病院、保護者、地域等と子どもたちの将来設計を共通に理解し、主体者としての視点を共有するよう努める。

経営方針4
教育環境を向上させるため、優先順位を意識した校舎内外のメンテナンスや予算執行とともに、教職員の人権意識をもった言動の実践に努める。

経営方針5
誠実かつ公正に職務を執行するに相応しい心身の健康を保つとともに、働く環境(働き方)の整備と改善に努める。

今年度の重点目標　**一人一人の社会参加の有り様を示し、計画的な教育実践に取り組む**

令和2年度　教育の重点
1　将来の可能性が具体的に分かること
2　社会参加、地域とのかかわりから学ぶ経験
3　小中高の学びの連続性を生かすこと
4　(国際)社会への発信につながる表現力の向上
5　自己及び他者理解による心の豊かさの形成
6　介護される存在だからこその自治的能力の育成

R2経営の重点1
子どもの健康と安全、人権を最優先した教育。(ほかに優先されない絶対条件)

R2経営の重点2
授業(設計)力を中心とした専門性、資質の向上。日々の指導の意味を考える。

H31経営の重点3
学部や職種間、学校外との協働を深めた教育。(それぞれが主体者としての意識づくり)

R2経営の重点4
教職員の心身の健康と働き方の改善。同僚性の成熟のために一人一人ができること

特別重点課題	
	1　スムーズな移転と教育の質の担保
	2　北海道の病弱教育発展の意識

研究テーマ	「八養版「社会人基礎力」の向上に向けた授業実践」(1年計画)

スローガン:「**『私は、子どもに〇〇の力をつけることができました』**と全員が言える実践と成果を。」
～問われるのは、子どもを中心に据えた教職員個々のバイタリティーとチームとしての行動力～